



令和7年3月18日

報道関係者各位

令和6年度第3回山形県文化財保護審議会における山形県指定有形文化財 の指定等の答申について

令和7年3月18日（火）に開催された標記審議会において、下記のとおり知事へ答申されましたので、お知らせいたします。

なお、指定については、今後、所有者の同意を得た後に、県公報での告示をもって正式に指定となります。

記

1 答申の内容

県指定有形文化財の指定 1件

種別	文化財の名称・員数	所有者
彫刻	もくぞうじぞうぼさつざぞう 木造地蔵菩薩坐像 1 軀 (西川町)	個人

県指定有形民俗文化財の指定 1件

文化財の名称・員数	所有者
おおみや 大宮のコヤバ（産屋） 1 棟 (小国町)	個人

県指定有形民俗文化財の員数の変更 1件

文化財の名称	変更前の員数	変更後の員数	所有者	変更の理由
のうさつ 納札及び しゅんれい ふだ 順札札 延徳 よねんき めい 四年季の銘のあるものほか	10 枚	12 枚	宗教法人若松寺 (天童市)	新たに2枚の納札 が確認されたため

2 今回答申後の県指定文化財の件数について

	現在の指定件数	今回指定答申の件数	合計
総 数	5 2 8	2	5 3 0
うち有形文化財（彫刻）	7 4	1	7 5
うち有形民俗文化財	7	1	8

(別紙)

答申予定の文化財

(1) 県指定有形文化財の指定

- ①種 別：彫刻
- ②名 称：木造地藏菩薩坐像
- ③員 数：1 軀
- ④所有者：個人
- ⑤文化財の所在場所：大井沢地藏堂（西川町）
- ⑥概 要：

本像は、当時の中央の一流の作者の優れた作行の作品であるとともに、室町時代から江戸時代にかけての寄木造の技法の変遷における過渡的な技法を示し、仏像制作技法の進展からみて重要な作品といえる。また、本像の制作については、奥州探題職となった伊達氏が関与した可能性が考えられる。



(2) 県指定有形民俗文化財の指定

- ①名 称：大宮のコヤバ（産屋）
- ②員 数：1 棟
- ③所有者：個人
- ④文化財の所在場所：小国町大字大宮
- ⑤概 要：

昭和43年（1968年）まで実際に使用されていた産屋（出産のために特別に設けられた別棟の産室）。



産屋は出産のたびに建造され、産後に取り壊す仮設小屋が本来の姿と考えられているが、本資料は、仮設から常設へ、さらには近代医療への移行により使用されなくなるまでの変遷をたどることができ、日本の産育習俗のあり方と変遷を考える上で重要な資料と評価できる。

また、産屋の類例の少ない東北地方において、現存する最北の事例と考えられ、加えて、建物が現存し、体験者（使用者）への聞き取り等から産育習俗の変遷を読み取ることができる事例は全国でも類例がなく、貴重な資料といえる。

(3) 県指定有形民俗文化財の員数の変更

- ①名 称：納札及び順札 延徳四年季の銘のあるものほか
- ②員 数：（変更前）10 枚 → （変更後）12 枚
- ③所有者：宗教法人若松寺（天童市）
- ④文化財の所在場所：同上
- ⑤概 要：寺社参詣の記念に納められたもので、若松寺に奉納された札類。庶民の観音信仰を伝える貴重な資料である。

今回追加する2枚

